

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、小分類285「金属プレス製品製造業」、細分類2862「金属製品塗装業」、2863「溶融めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2864「金属彫刻業」、2865「電気めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2866「金属熱処理業」、2869「その他の金属表面処理業」、小分類287「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品、王冠等）

金属線製品：くぎ、金属製金網、鋼索、電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器、金物（かぎ、錠、建築用金物、架線金物等）、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、以下の変更を行っている。

- ① 行部門の「金属プレス製品」は、55年表の行部門「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。
- ② 行部門の「金属線製品」は、55年表の行部門「3501-299その他の建設用金属製品（除別掲）」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。また、PC鋼より線を「2631-099その他の鉄鋼製品」に統合。
- ③ 行部門の「その他の金属製品（除別掲）」は、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」、「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。併せて、「2600-200金属製家具」に含まれていた金庫、「3606-900その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製パッキンを本部門に統合。また、針、ピン、スナップ、魔法びんは「3919-099その他の製造工業製品」に、鉄鋳物は「2631-031鉄鋳品」に、非鉄鋳物、ダイカストは「2722-031非鉄金属鋳鍛造品」に、ほうろう鉄器は「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」にそれぞれ統合。

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」から分割。

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道、運搬機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2984「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

冷凍機、冷凍冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3604-141冷凍機・同装置」及び「3604-142冷凍機応用製品」を統合。

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-02	ミシン・糸手編機械
行部門	3019-021	ミシン・糸手編機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2982「ミシン製造業」及び2983「糸手編機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

家庭用ミシン、工業用ミシン、糸手編機械、ミシン・糸手編機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-03	機械工具
行部門	3019-031	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金製を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900 その他の機械・同部分品」から分割・特掲。また、「3502-20、-200道具類」に含まれていた空気動工具、「3701-40、-400その他の産業用重電機器」に含まれていた電動工具を本部門に統合。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン、工業窯炉、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-17、-170 工業窯炉」及び「3603-51、-510食料品加工機械」に含まれていたびん詰機械、缶詰機械を本部門に統合。また、本部門に含まれていた産業用ロボットを分割。

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類293「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、装輪式トラクタ、装軌式トラクタ、鉱山・土木建設機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

分離機器、熱交換器、混合機、反应用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、熱交換機（分縮機、熱換器を含む）、混合機、かくはん機、ねっ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、集じん機器、化学装置用タンク（固定式、浮屋根式、球形、その他）、化学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

マニュアル・マニプレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-19、-190 その他の一般産業機械及び装置」から分割・特掲。

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3602-10、-100工作機械」から「金属工作機械」に変更。

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたダイカストマシンを「3029-094 鑄造装置」に統合。

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類292「農業用機械製造業（農器具を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、糶すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」にそれぞれ含まれる。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紡績機械、織機、編組機械、染色整理機械、繊維機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食料品加工機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたびん詰機械及び缶詰機械を「3019-09、-099その他の一般産業機械及び装置」に統合。

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材・木工・合板機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

製材・木工・合板機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤

等)、木工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナ等)、製紙機械(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機、断裁機、巻取機、コーティングマシン等)、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙加工機械：印刷機械(とっ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鋳造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙加工機械の部分品・取付具・附属品

鋳造装置：ダイカストマシン、造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機、砂処理機械、製品処理機械、鋳型・鋳型定盤(製鉄、製鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、発泡成形機、コーティング機、プラスチック蒸着めっき装置、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

その他の特殊産業用機械(除別掲)：ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、たばこ製造機械・同装置、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械、鉛筆製造機械、製缶機械、窯業用特殊機械、チェーンソー、集材機械、いかつり機械、オッターボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨機、マッチ製造機、のり刈取機、半導体製造装置、その他の特殊産業用機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門の名称を昭和60年表の「3029-091製材木工機械」から「製材・木工・合板機械」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において55年表の列部門「3603-52製材木工機械」、「3603-53パルプ装置・製紙機械」、「3603-54印刷・製本・紙加工機械」及び「3603-57特殊産業機械」を統合。また、55年表の列・行部門「3602-20、-200金属加工機械」に含まれていたダイカストマシンを「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型（ダイカスト用を含む）、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から分割・特掲。

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ころ軸受、玉軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から分割・特掲。

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属品製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

消火器具、消火装置、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・附属品、バルブ・コックの附属品、他に分類されない各種機械部分品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から「その他の一般機械器具及び部品」に変更。
- ② 昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていた金属製スプリングを「2899-01ボルト・ナット・リベット及びスプリング」に、金属製パッキンを「2899-099その他の金属製品（除別掲）」にそれぞれ統合。

列部門	3111-01	複写機
行部門	3111-011	複写機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から分割。

列部門	3111-09	その他の事務用機械
行部門	3111-091	電子式卓上計算機
	3111-092	ワードプロセッサ
	3111-099	その他の事務用機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電子式卓上計算機：加算機、計算機、電子卓上計算機等、電子式卓上計算機の部分品・取付具・附属品

ワードプロセッサ：ワードプロセッサ、ワードプロセッサの部分品・取付具・附属品

その他の事務用機械（除別掲）：会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、金銭登録機械（レジスタ）、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、オフセット印刷機（B3版未満）、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械（複写機を除く）の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から「複写機」を分割。それに伴って、部門の名称を「3111-01事務用機械」から「その他の事務用機械」に、「3111-019その他の事務用機械」から「その他の事務用機械（除別掲）」にそれぞれ変更。

〔注意点〕

- ① 2000ビット以上のもので、プログラム言語を使用する電子計算機は、「3311-01、-011電子計算機本体」に含める。
- ② そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3919-02、-021筆記具・文具」に含める。
- ③ 昭和60年表の行部門は、55年表の行部門「3605-100事務用機械」を分割。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品

娯楽用機器：メリーゴーランド、パチンコ、スマートボール、業務用テレビゲーム、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具（両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等）、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、附属品を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、レコードプレーヤー、ハイファイ用増幅器、ハイファイ用自動車用スピーカシステム

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3702-21、-210電気音響機器」を完成品と部分品・附属品に分割。
- ② 電機音響機器の部分品・附属品は、「3212-01、-011磁気テープ・フレキシブルディスク」及び「3212-09、-099その他の電気音響機器部分品・付属品」に含める。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ラジオ受信機、カラーテレビ受信機（キットを含む）、白黒テレビ受信機（キットを含む）

〔注意点〕

ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3211-03	ビデオ機器
行部門	3211-031	ビデオ機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうち産業用テレビジョン装置を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ビデオテープレコーダ（放送用を除く）、ビデオカメラ（放送用を除く）、ビデオディスクプレーヤ、ビデオ機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「3211-03、-031磁気録画再生装置（VTR）」から「ビデオ機器」に変更。

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-22、-220その他の電子応用装置」から分割・特掲。
- ② 録画済カセットテープ・ディスクは、本部門に含める。
- ③ 磁気テープ・ディスク（生のもの）は、「3212-01、-011磁気テープ・フレキシブルディスク」に含める。

列部門	3211-09	その他の民生用電気機器
行部門	3211-099	その他の民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形）、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ジューサ、理容用電気器具、民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3212-01	磁気テープ・フレキシブルディスク
行部門	3212-011	磁気テープ・フレキシブルディスク

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち、磁気テープ及びフレキシブルディスクの生産活動を

範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」を分割。

〔注意点〕

- ① 本部門は、未録音・未録画のもの（生のもの）に限られる。
- ② 録音済テープ・ディスクは「3919-02, -021レコード」に、録画済テープ・ディスクは「3211-03, -031ビデオ機器」に、それぞれ含める。

列部門	3212-09	その他の電気音響機器部分品・付属品
行部門	3212-099	その他の電気音響機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち、部分品及び付属品（磁気テープ及びフレキシブルディスクを除く）の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

スピーカ、マイクロホン、イヤホン、その他の電気音響機器の部分品・取付具・付属品

〔変更点〕

- ① 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気テープ、フレキシブルディスクを分割。それに伴って、部門の名称を昭和60年表の「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」から「その他の電気音響機器部分品・付属品」に変更。
- ② 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気ヘッドは、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3702-21, -210電気音響機器」から分割。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、制御用コンピュータ、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3703-00, -000電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

外部記憶装置（磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置）、入出力装置（キーボード、ラインプリンタ）、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3703-00, -000電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。
- ② 有線電気通信機器の部分品・付属品は、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ラジオ・テレビジョン放送装置、固定・移動局通信装置、携帯用無線通信装置、航法用無線応用装置

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。
- ② 無線電気通信機器の部分品・付属品は、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

交通信号保安装置（電気通信装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器、踏切しゃ断機等）、火災警報機、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30、-300電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち産業用テレビジョン装置及び3069「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、数値制御装置、放送用磁気録画再生装置、産業用テレビジョン装置、電子顕微鏡、レーザー装置、レーザー応用治療装置、ガイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-22、-220その他の電子応用装置」から産業用テレビジョン装置以外のビデオ機器を分割。また、部門の名称を55年表の「3704-22、-220その他の電子応用装置」から「電子応用装置」に変更。

列部門	3332-01	電気計測器
行部門	3332-011	電気計測器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電気指示計器（積算電力計、電流計、電圧計、電力計、周波数計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計、

周波数測定器、空中線測定器、回路素子測定器、伝送量測定器、半導体特性測定器）、心電計、工業計器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

半導体素子：シリコンダイオード、整流素子、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子

集積回路：半導体集積回路、混成集積回路（薄膜、厚膜）、実装していない集積回数（輸出分）

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3704-240半導体素子・集積回路」を分割。
- ② 半導体素子・集積回路の部品は、「3421-09、-099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3359-01	電子管
行部門	3359-011	電子管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

送・受信管、整流管、マイクロ波管、ブラウン管、表示管、X線管、撮像管

〔注意点〕

電子管の部品は、「3421-09、-099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3359-09	その他の電子・通信機器部分品
行部門	3359-099	その他の電子・通信機器部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

通信用継電器、通信用抵抗器、通信用蓄電器、通信用変成器、TV用チューナ、プリント配線板、電子・通信機器用ス

イチ・コネクタ、磁気ヘッド、磁性材部品（粉末や金によるもの）、アンテナ、プラグ・ジャック（配線用を除く）、テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル

〔変更点〕

- ① 昭和60年表において列・行部門「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」に含まれていた磁気ヘッドを本部門に統合。
- ② 部門の名称を昭和60年表の「3431-09, -099その他の電子・通信機器部分品・付属品」から「その他の電子・通信機器部分品」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

発電機器：直流機、交流発電機、電動発電機、発電機器の部分品・取付具・付属品

電動機：交流電動機、サーボモータ、小形電動機、回転電気機械の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3701-10発電機器」及び「3701-30電動機」を統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

配電盤、制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3701-20, -200送配電機器」を分割。

列部門	3411-03	その他の送配電機器
行部門	3411-031	その他の送配電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業（通信機用を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3701-20, -200送配電機器」を分割。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、サイリスタ応用交換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていた回転電気機械を「3411-011発電機器」に、電動工具を「3019-03機械工具」にそれぞれ統合。

列部門	3421-01	電気照明器具
行部門	3421-011	電気照明器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

白熱電灯器具、蛍光灯器具、高圧放電灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、集魚灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品

列部門	3421-02	電池
行部門	3421-021	電池

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池(乾電池, 湿電池)製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

筒型マンガン乾電池, 積層マンガン乾電池, 酸化銀電池, アルカリマンガン乾電池, 鉛蓄電池, アルカリ蓄電池, 電池の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100 その他の軽電機器」から分割・特掲。

列部門	3421-03	電球類
行部門	3421-031	電球類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般照明用電球, 豆電球, クリスマスツリー用電球, 自動車用電球, 赤外線電球, パイロット電球, ハロゲン電球, 蛍光灯, 高圧水銀灯, 太陽灯, 殺菌灯, ネオン灯, アーク灯, ナトリウムランプ

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表で本部門に含まれていた電球口座, 導入線等を「3421-09, -099その他の軽電機器」に統合。
- ② 電球類の部品は, 「3421-09, -099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3421-04	配線器具
行部門	3421-041	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小形開閉器, 点滅器, 接続器, 電球保持器, パネルボード, 小形配線箱, ヒューズ, 配線附属品

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100 その他の軽電機器」から分割・特掲。

列部門	3421-05	内燃機関電装品
行部門	3421-051	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

充電発動機, 始動電動機, 磁石発動機, 点火用コイル, ディストリビューター, 充電機, 磁石発電機, 航空機用電装品, 点火せん, 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100その他の軽電機器」から分割・特掲。
- ② 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列部門	3421-09	その他の軽電機器
行部門	3421-099	その他の軽電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電球口金, 導入線, シリコンウエハ(表面研磨をしたもの), 電気接点, 電球・電子用タングステン, 永久磁石, 太陽電池

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100 その他の軽電機器」から, 「3421-03, -031電池」, 「3421-05, -051配線器具」及び「3421-06, -061内燃機関電装品」をそれぞれ分割・特掲。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

軽乗用車, 小型乗用車, 普通乗用車

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表の列部門「3830-00自動車」, 行部門「3830-010乗用車」をそれぞれ分割。
- ② シャンのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち、乗用車、三輪・二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特殊自動車、トレーラ

[注意点]

- ① 昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00 自動車」、行部門「3830-090その他の自動車」をそれぞれ分割。
- ② シャンのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので出荷ベースの金額が1台分の構成部品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち、三輪自動車及び二輪自動車の生産活動を範囲とする。

[注意点]

原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので出荷ベースの金額が1台分の構成部品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

トレーラ、乗用車ボデー、小型・大型バスボデー、小型トラック運転台・荷台、普通トラック運転台・荷台、貨客兼用車ボデー、ダンプ車ボデー、冷凍・冷蔵車ボデー、箱型運転車ボデー、消防車ボデー、タンク車ボデー

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。同様に、行部門「3830-010乗用車」及び「3830-090

その他の自動車」のうち自動車車体を分割・特掲。

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部分品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエター、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャーシ部品・車体部品、その他の自動車部品、カーウラ、乗用車KDセット、バスKDセット、トラックKDセット、二輪自動車KDセット

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。同様に、行部門「3830-010乗用車」及び「3830-090その他の自動車」のうち自動車部品を分割・特掲。

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうち鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

[生産物例示]

貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の

鋼船

〔注意点〕

- ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。
- ② 鋼船の改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製舟艇

〔注意点〕

- ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。
- ② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

船用蒸気タービン、船用ディーゼル機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン等、船用機関の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの修理に係る活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
- ② 改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02 その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

〔注意点〕

- ① 鉄道業の行う改造は本部門に含める。
- ② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-09、-099その他の電気通信機器」に含める。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01、-011鉄道車両」に含める。
- ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
- ③ 昭和55年表までは、日本標準産業分類の細分類3191「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に属する産業用鉄道車両の修理も本部門に含まれていたが、60年表において、列・行部門「3629-10、-101その他の輸送機械修理」に含めることとした。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、その他の航空機、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練設備、航空用装備品等）

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-01	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業の活動を範囲とする。

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

完成自転車(実用車、軽快車、スポーツ車、子供車、幼児車、ミニサイクル、特殊車)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3850-30、-300自転車・リヤカー」を分割。なお、リヤカーは「3629-09、-099その他の輸送機械(除別掲)」に統合。

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

産業用運搬車両：産業用機関車、産業用貨車、構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、パレットトラック)、フォークリフトトラック、ショベルトラック、産業用トレーラ、構内作業車、ストラドルキャリヤ、ハンドトラック、その他の動力のない運搬車、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

その他の輸送機械(除別掲)：飛しょう体(ロケット、人工衛星、気象観測バルン等)、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(リヤカー、荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等)、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-16、-160産業用運搬車両」、 「3820-20、-200産業用鉄道車両」、 「3850-

-30、-300自転車・リヤカー」のうちリヤカー及び「3890-10、-100その他の輸送機械」を統合。

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

35mmカメラ、特殊カメラ、カートリッジカメラ(小型カメラを含む)、写真装置・関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機等)、カメラ・写真装置の部分品・取付具・附属品(距離計、露出計、ストロボ、フード、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンク等)

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3920-10、-100カメラ」のうちカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを「3711-09、-099その他の光学機械」に統合。

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3253「映画用機械・同附属品製造業」、3254「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類326「眼鏡製造業(枠を含む)」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画撮影機、映画映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3920-10、-100カメラ」のうちカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを本部門に統合。

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ウォッチ（腕時計，懐中時計），ウォッチ用ムーブメント，クロック（機械時計，置時計，目覚時計，掛時計，計器板時計，設備時計等），クロック用ムーブメント，その他の時計（ストップウォッチ，タイマー時計，メトロノーム等），時計の部分品（文字板，ぜんまい，歯車，ねじ），時計側

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

研究用機器（化学機器，物理学機器，気象観測機器等），教育用機器（物理・化学・博物実験機器，数学機器等），地球物理学機器（重量計，磁力計等），天文機器，理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-10，-100理化学機器」から「理化学機械器具」に変更。

列部門	3719-02	分析器・試験機・計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類321「計量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び322「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般長さ計，積算体積計（オイルメータ，ガスメータ，水量メータ等），その他の体積計（ます，化学用体積計，メスフラスコ等），はかり（台はかり，ばね式はかり，電子はかり等），温度計（ガラス製のもの），圧力計，金属温度計，流量計，液面計，精密測定器，工業用長さ計，光分析装置，その他の分析装置，材料試験機，その他の試験機，光度計，光束計，照度計，屈折度計，公害計測器，密度計，比重計，騒音計，周波数計，速さ計，地震計，測量機械器具（ジャイロ計器，磁気コンパス，測角測量機，水準測量機等），分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-20，-200度量衡器・計量器」から「分析器・試験機・計量器・測

定器」に変更。

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類323「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用機械器具・装置，病院用器具・装置，歯科用機械器具・装置，動物用医療機械器具，医療材料，歯科材料，医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-30，-300医療機械」から「医療用機械器具」に変更。
- ② 医療用のX線装置，電子応用装置及びレーザ応用装置は「3331-01，-011電子応用装置」に含まれる。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・がん具製造業（人形，児童乗物を除く）」，3432「人形製造業」及び3433「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

トランプ，囲碁，将棋，麻雀ばい，縫ぐるみ，金属製がん具（ゲームウォッチ，ゲーム電卓，テレビゲーム（家庭用）等），木製がん具（積木，けん玉等），陶磁器製がん具，プラスチック製がん具，クリスマス用品，鯉のぼり，日本人形，節句人形，ひな人形，西洋人形，だるま，児童乗物（揺らん，歩行補助機，乳母車，三輪車），がん具の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3990-10，-100玩具・運動用品（ゴム製を除く）」を分割。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3434「運動競技用具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

野球用具，ソフトボール用具，バスケットボール用具，バレーボール用具，ラグビー用具，サッカー用具，テニス用具，

卓球用具，バドミントン用具，ゴルフ用具，ホッケー用具，スキー用具，水上スキー用具，スケート用具，トラック・フィールド用具，体操用具，釣道具・同附属品，ビリヤード，ぶらんこ，すべり台，空気銃，獵銃，剣道用具，ハングライダー，運動用品の部分品・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において，55年表の列・行部門「3990-10，-100玩具・運動用品（ゴム製を除く）」を分割。
- ② 帽子，ユニフォーム，靴，ベルト等は，本部門ではなく，それぞれの部門に含まれる。

列部門	3919-01	楽器
行部門	3919-011	楽器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3421「ピアノ製造業」，3422「ギター製造業」及び3429「その他の楽器・楽器部品・同材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ピアノ，ギター，電気ギター，オルガン，電子オルガン，ハーモニカ，アコーディオン，打楽器，管楽器，弦楽器，電子ピアノ，三味線，琴，尺八，オルゴール，電子キーボード，シンセサイザー，楽器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3919-01，-011楽器・レコード」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-20，-200楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-02	レコード
行部門	3919-021	レコード

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3423「レコード製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

レコード盤，ミュージックテープ，コンパクトディスク

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3919-01，-011楽器・レコード」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-20，-200楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-03	筆記具・文具
行部門	3919-031	筆記具・文具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

万年筆，シャープペンシル，ボールペン，マーキングペン，鉛筆，シャープペンシルの芯，水彩絵具，クレヨン，パステル，スケッチボックス，毛筆，画筆，油絵具，キャンバス，画板，画布，ポスターカラー，印章，印肉，スタンプ，スタンプ台，ナンバリング，定規，コンパス，製図板，そろばん，事務用・工業用のり，ステープラ（ホッチキス），筆箱，穴あけ器，鉛筆削器，筆記具・文具の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-40，-400筆記具」から「筆記具・文具」に変更。

列部門	3919-04	身辺細貨品
行部門	3919-041	身辺細貨品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類341「貴金属製品製造業（宝石加工を含む）」，細分類3451「装身具・装飾品製造業（貴金属，宝石製を除く）」，3453「ボタン製造業」，3489「かつら製造業」，3491「洋傘・同部分品製造業」，3492「和傘・同部分品製造業」，3493「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」及び3497「喫煙用具製造業（貴金属，宝石製を除く）」の生産活動を範囲とする。

なお，大蔵省の造幣局特別会計の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

〔生産物例示〕

首飾り，腕輪，指輪，イヤリング，ブローチ，ロケット，カフスボタン，コンパクト，バッチ，バックル，メタル，くし，宝石箱，小物箱，天然・養殖・人造真珠身辺細貨品（首飾り，腕輪，指輪，イヤリング，ブローチ，カフスボタン，タイピン等），すず・アンチモン製品，ボタン，かつら，かもじ，洋傘，和傘，うちわ，扇子，ちょうちん，たばこ用ライター，たばこ用フィルター，勲章，身辺細貨品の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表で本部門に含まれていた七宝製品，人造宝石を行部門「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。

列部門	3919-05	畳・わら加工品
行部門	3919-051	畳・わら加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類3482「畳製造業」及び3483「わら工品製造業（畳、帽子を除く）」の生産活動（製造小売業のうち製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わらなわ

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-01、-011わら・い加工品」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-10、-100わら加工品」及び「2390-20、-200い製品」を「1519-01、-011わら・い加工品」に統合。

列部門	3919-06	武器
行部門	3919-061	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類33「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3192-62、-620弾薬類」及び「3606-30、-300鉄砲類」を統合。

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3452「造花・装飾用羽毛製造業」、3454「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」、小分類346「漆器製造業」、細分類3481「麦わら・パナマ類帽子製造業」、3484「ほうき・ブラシ製造業」、3485「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」、3486「マッチ製造業」、3487「煙火製造業」、3488「看板・標識機製造業」、3494「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3495「魔法瓶製造業」、3496「パレット製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

造花、装飾用羽毛、縫針、ミシン針、その他の針（メリヤス針、医療用針を除く）、スライドファスナー、スナップ、ホック、漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、麦わら帽子、さなだ帽子、歯ブラシ、化粧用ブラシ、はけ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、コルク製品、マッチ、マッチ軸木、マッチ箱、煙火（がん具を含む）、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型（地球儀、食品模型）、魔法瓶、魔法瓶ケース、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-90、-900その他の繊維雑品」のうち繊維壁材、「2430-20、-200身廻品」のうち麦わら・パナマ類帽子、帽体、「2520-00、-000その他の木製品」のうちコルク製品、漆器、「3502-10、-100家庭用金属製品」のうち針・ピン・スナップ、「3502-90、-900その他の金属製品」のうち魔法瓶及び「3192-50、-500マッチ」を本部門に統合。また、本部門に含まれていた「ろうそく」は行部門「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

9 建設

列部門	4111-01	住宅建築（木造）
行部門	4111-011	住宅建築（木造）

(建設省)

主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

〔生産物例示〕

専用住宅（木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「4111-01、-011住宅新建築（木造）」から「住宅建築（木造）」に変更。

〔注意点〕

① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03土木建築サービス業」からの投入とする。